

土づくり推進フォーラム規約

平成 29 年 7 月改正

(名称)

第 1 条 この会は、土づくり推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）という。

(目的)

第 2 条 フォーラムは、幅広く多くの人々の理解と協力を得つつ土づくりを推進していくとともに、土に親しみ、土壌環境を良好に維持し、もって持続的農業生産の推進とより健康的で高品質な食料その他の農産物の生産拡大に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 フォーラムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 土づくりへの取り組み事例及びその効果に関する情報の収集・提供
- 2 有機性資源のリサイクルによる土づくり推進の普及
- 3 土づくりに関する技術の普及・啓発
- 4 土づくりを推進していくための調査・指導
- 5 全国段階及び地方段階の土づくり関連組織との連携、協力活動
- 6 その他目的を達成するために必要な事項

(会員)

第 4 条 フォーラムは、本会の目的に賛同する団体会員及び個人会員をもって構成する。

2 フォーラムへ入会しようとする者は所定の入会申込書を会長に提出するとともに別に定める会費を納入する必要がある。

(役員)

第 5 条 フォーラムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 幹事 20 名以内
 - (3) 監事 3 名以内
- 2 幹事及び監事は会員の中から幹事会において選任する。
 - 3 役員の任期は 2 年とし、再選を妨げない。
 - 4 会長はフォーラムを代表し、幹事の互選によって選任する。
 - 5 幹事は幹事会を組織しフォーラムの業務を処理する。
 - 6 監事はフォーラムの会計及び業務執行を監査する。

(幹事会)

第6条 幹事会は、最高議決機関とする。

2 幹事会は次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 毎事業年度の事業計画、収支予算、事業報告、決算の承認

(3) その他必要と認める重要事項

3 定期幹事会は、少なくとも毎年1回開催するものとする。また、必要に応じて臨時幹事を開催する。

4 幹事会は会長が招集する。

5 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(運営)

第7条 フォーラムの運営は会費及びその他の収入をもって行う

(事業年度)

第8条 フォーラムの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 フォーラムの事務を処理するため、事務局を下記に置く。

〔一般財団法人日本土壌協会内 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-54 英光ビル3F 〕

(附則)

1 この規約は平成14年4月1日から施行する。

2 土を守る運動会議規約(昭和47年11月1日制定)は廃止する。

3 土を守る運動会議規約(昭和47年11月1日制定)における会員は第4条の規定にかかわらずこの規約における会員とみなし、土を守る運動会議の会計はフォーラムに引き継ぐものとする。

4 土を守る運動会議規約(昭和47年11月1日制定)における会計年度の始期である平成13年11月1日からの年度会費の納入についてはこの規約による事業開始年度である平成14年4月1日からとする。

5 この規約は平成29年7月24日に一部改正し、同日より施行する。